

令和6年度 宇都宮市老朽危険空き家除却費補助金 補助要件確認表

『宇都宮市老朽危険空き家除却費補助金』を受けようとする場合、まず、以下の基本要件すべてに合致するかをご確認ください。なお、以下の基本要件を満たして補助金の申請を行おうとする場合は、「事前調査申請書」にこの確認表を添付のうえ、申請期限までに生活安心課までご提出ください。

■ 申請受付期間 令和6年4月1日（月）から令和6年5月31日（金）まで

基本要件		確認欄
1 補助対象者である（以下のすべてを満たす者）		
①	空き家又はその土地の所有者（個人に限る。）である。 ※登記簿謄本に所有者として登記している。土地の権利書を持っているなど。	
②	宇都宮市の市税に滞納がない。	
③	申請者以外に空き家やその土地の所有権を有する者がいる場合、その全員の同意を得ている。 ※空き家を解体し更地にした場合、当該土地の住宅用地特例（固定資産税等の減税措置）が適用されなくなることも含め、同意を得てください。	
④	申請者と同居する家族の合計所得金額が818万円以下である。（単身世帯の場合は780万円以下）	
⑤	暴力団員又は暴力団関係者ではない。	
2 所有している空き家が補助対象物件である		
①	空き家及びその敷地を利用していない。 ※敷地の一部を家庭菜園として利用しているなど、空き家と同一の敷地内において利用形態が確認できる場合は、補助対象となりません。 ※居宅等として利用されている建物と同一の敷地内にある倉庫等は補助対象となりません。	
②	昭和56年5月31日以前に建てられたものである。若しくは、建築年月に限らず、空き家の敷地が道路に2m以上接していない。	
③	屋根材が固定されておらず飛散するおそれがあるなど、その状態を放置しておくことで、周囲へ危険性が及ぶおそれのある空き家である。 ※「老朽危険空き家」に該当するかは、市が基準に基づき判定します。	
④	抵当権などが設定されていない。	
3 補助金の対象となる工事を行う		
①	空き家を解体し、敷地一体を更地にする工事である。	
②	建設業法に基づく建設業の許可、または建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を受けている宇都宮市内の事業者が行う工事である。	
③	令和6年12月末までに解体工事を完了できる。	

「代理受領制度」について

空き家の除却に係る工事代金の補助金を、行政から直接解体事業者に支払う制度です。代理受領を選択することにより、所有者等から解体事業者を支払う工事代金の負担を軽減することができます。

上記「基本要件」の内容を確認しました。

令和 年 月 日

申請者氏名（自筆） :

■ 申請の流れ

